

長浜市訓令第 27 号

長浜市事務決裁規程（平成18年長浜市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

第 16 条第 2 項第 3 号中「財政負担等予算の編成及び議案に関連する事項」を「財政負担を伴う事項、予算の編成及び議案に関連する事項」に改める。

別表第 1（1）共通事務における職務権限（出先機関等を除く。）の表課共通事務の部（20）その他所掌事務の執行に関する事。の款中

「

3 負担金、補助金、交付金、措置費等の国又は県に対する交付申請及び交付請求の決定							
(1) 交付申請			○			財政課長	
(2) 実績報告				○		財政課長	
(3) 交付請求				○			
(4) 補助金等に係る財産処分の承認の申請			○			財政課長	重要な案件は市長決裁

」

を

「

3 国又は県に対する負担金、補助金、交付金、措置費等の交付申請等							
(1) 交付申請及び補助採択に係る事前要望、計画等			○			財政課長	
(2) 交付申請			○			財政課長	
(3) 実績報告				○		財政課長	
(4) 交付請求				○			
(5) 補助金等に係る財産処分の承認の申請			○			財政課長	重要な案件は市長決裁

」

に改め、同款 17 寄付金及び寄附物品の受領及びその処分の決定の項中「その」を削る。  
別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第7条、第7条の2、第9条、第9条の2、第16条関係）

（1）総務部

総務課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
総務係	(2) 行政区域及び字界に関すること。	1 市及び町境界の確認	部長		
		2 町の区域及び名称の変更	市長		
		3 町名変更証明書の発行	課長		
	(3) 住居表示の決定に関すること。	住居表示の決定及び公示	市長		
	(4) 漂流物に関すること。	漂流物の処置の決定	課長		
	(7) 市有物件の災害共済に関すること。	1 市有建物及び自動車の全国市有物件災害共済会への加入及び解約の決定並びに保険請求の決定	課長		
		2 自動車損害賠償責任保険等の請求事務に関する決定	課長		
	(8) 本庁舎の維持管理及び案内に関すること。	1 本庁舎内における行為の許可及び許可の取消し	課長		
		2 本庁舎内の各課に割り当てられた執務場所以外の場所への立入禁止等の措置の決定	課長		
		3 本庁舎への集団立入りの制限の決定	課長		
		4 本庁舎内の秩序維持等のための立入制限の決定	課長		
(9) 本庁舎の防火に関すること。	本庁舎内における火気の使用、遺失物及び庁舎の損傷等の届出の受理	課長			
(11) 庁用車両の安全運転及び職員の交通安全に関すること。	安全運転の指導及び教育の実施の決定	課長			
文書法規係	(1) 公印の保管に関すること。	1 印影の印刷の承認	課長		
		2 電子公印の使用の承認	課長		
		3 新調、改刻及び廃止の決定	課長		
	(2) 公告式に関すること。	1 条例及び規則の公布	課長		
		2 告示、訓令等の掲示	課長		
		3 裁判所等の依頼による公告等の掲示の決定	課長		
	(12) 情報公開の推進に関すること。	公開等実施状況の公表	課長		
(13) 個人情報の保護に関すること。	開示等実施状況の公表	課長			

北部管理課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
総務係	所管する庁舎に係る庶務等に関すること。	総務課の例による。	総務課の例による。		
施設管理係	所管する庁舎及び財産の維持管理に関すること。				

人事課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
人事・給与係	（１） 特別職の報酬等に関すること。	特別職の報酬の決定	市長		
	（２） 職員の任免に関する こと。	1 特別職の任免	市長		
		2 採用、昇任、配置換え及び退職の承認の決定	市長		
		3 非常勤職員の任用の決定	部長		
	（３） 職員の分限及び懲戒に関する こと。	1 病気休職及び病気休職に係る復職の決定	部長		
		2 休職及び復職（病気に係るものを除く。）の決定	市長		
		3 免職及び失職の特例の決定	市長		
		4 懲戒処分の決定	市長		
		5 降任又は免職の処分の決定	市長		
	（４） 職員の服務に関する こと。	1 職員の職務に専念する義務の免除	部長		軽易な案件は課長専決
		2 職員団体の業務に専従することの許可	部長		
		3 営利企業等に従事することの許可	課長		
		4 育児休業（育児短時間勤務及び部分休業を含む。）の承認又は承認の取消し	課長		
		5 介護休暇及び介護時間の承認	課長		
	（５） 職員の賠償責任に関する こと。	1 監査委員に対し、監査、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求め、その結果に基づく賠償の命令	市長	財政課長	
		2 議会の同意を得て、職員の賠償責任を免除すること。	市長	財政課長	
	（６） 職員の給与、退職手当及び退職年金に関する こと。	1 給料表の決定	市長		
		2 昇給の決定	市長		
		3 昇給延伸者及びその期間の決定	市長		

		4 復職による昇給調整の決定	課長		
		5 前歴計算及び初任給の決定	部長		
		6 勤務成績に応じた勤奨手当支給額の決定	市長		
		7 諸手当の認定	課長		
		8 退職手当支給額の決定	課長		
		9 給与及び手当の公表	課長		
		10 法令控除、給与の差押え等の給与からの控除の決定	課長		
		11 退職勧奨に関する実施基準の決定	部長		
		12 扶養親族の認定	課長		
		13 通勤手当の認定	課長		
	(7) 職員団体に関すること。	職員団体との交渉に対する回答の決定	部長		重要な案件は市長決裁
	(8) 職員定数に関すること。	職員定数の決定	市長		
	(9) 組織機構、事務分掌及び事務決裁に関すること。	1 組織の決定	市長		
		2 分掌事務の決定	市長		
		3 事務決裁の決定	市長		
健康・育成係	(1) 職員の試験及び選考に関すること。	1 長浜市職員選考委員会に対する実施の請求及び最終合格者の承認	市長		
		2 職員の昇任試験の実施の決定及び合格者の承認	市長		
	(2) 職員表彰に関すること。	被表彰者の決定	市長		
	(3) 職員の執務環境、健康管理及び福利厚生に関すること。	1 被服の貸与の決定	係長		
		2 健康診断の実施	課長		
		3 退隠料等の額の決定及び改定	課長		
		4 市町村共済組合の議員の選任	部長		
	(6) 職員研修の企画及び実施に関すること。	1 独自研修の実施の決定	課長		
		2 派遣研修の実施の決定	係長		
		3 他団体への派遣研修の実施の決定	市長		
(10) 公務災害の認定及び補償に関すること。	1 県公務災害補償基金に対する公務上及び通勤上の災害の認定請求並びに補償の請求	課長			
	2 議会の議員その他非常勤の職員の公務上及び通	部長			

		勤上の災害の認定			
		3 非常勤職員に対する補償の決定及び変更	部長		
		4 第三者行為に係る損害賠償の請求の決定	課長		

財政課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
財政係	(1) 市議会に関すること。	招集の決定	市長		
		(2) 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。	1 予算編成方針及び予算案の決定	市長	
		2 予算執行方針の決定	部長		
		3 歳出予算の流用の決定	課長		
		4 予備費の充当の決定	課長		
		5 予算の配当及び再配当	課長		
		6 予算の繰越しの決定	市長		
	(4) 地方債（公営企業に関するものを除く。）に関すること。	1 起債計画の決定	課長		
		2 起債同意（許可）の県知事への協議（申請）	部長		
		3 借入金の借入れの決定	部長		
		4 繰上償還の決定	部長		
	(6) 財政事情の作成及び公表に関すること。	公表の決定	部長		
	財産活用政策室 財産活用推進係	(5) 登記に関すること。	所有権移転登記の嘱託	課長	
(10) 長浜土地開発公社に関すること。		1 事業計画及び予算等の承認	部長		
		2 土地開発公社役員任命	市長		

契約管理課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
契約管理係	(1) 契約審査に関すること。	1 一般競争入札の参加資格の設定又は指名競争入札の参加者の選択			
		(1) 建設工事			
		ア 予定価格4,500万円以上のもの	副市長		総合評価競争入札の適用に係ることを含む。
		イ 予定価格4,500万円未満のもの	課長		
		(2) 測量及び建設工事に関連する調査、設計、監理等の業務委託			
		ア 予定価格800万円以上のもの	副市長		
		イ 予定価格800万円未満のもの	課長		
		(3) 委託業務（測量及び	副市長		予定価格800

		建設工事に関連する調査、設計、監理等の業務委託を除く。)			万円以上のものに限る。	
		(4) 物品調達				
		ア 予定価格800万円以上のもの	副市長			
		イ 予定価格800万円未満のもの	課長			
		2 一般競争入札の参加申請者の資格確認	課長			
		3 随意契約の方式の決定、相手方の選択又は相手方の決定				
		(1) 建設工事	副市長			予定価格200万円を超えるものに限る。
		(2) 測量及び建設工事に関連する調査、設計、監理等の業務委託	副市長			予定価格100万円を超えるものに限る。
		(3) 委託業務（測量及び建設工事に関連する調査、設計、監理等の業務委託を除く。）	副市長			予定価格800万円以上のものに限る。
		(4) 物品調達	副市長			予定価格800万円以上のものに限る。
	4 入札参加停止の決定	副市長				
	(2) 建設工事、測量及び建設工事に関連する調査設計等業務委託の入札及び契約に関すること。	1 建設工事				
		(1) 入札執行の決定	課長			
		(2) 予定価格及び最低制限価格の決定				
		ア 予定価格5,000万円以上のもの	市長			
		イ 予定価格2,000万円以上5,000万円未満のもの	副市長			
		ウ 予定価格2,000万円未満のもの	部長			
		(3) 契約の締結				
		ア 予定価格5,000万円以上のもの	市長	財政課長		
		イ 予定価格2,000万円以上5,000万円未満のもの	副市長	財政課長		
ウ 予定価格2,000万円未満のもの		部長	財政課長			
2 測量及び建設工事に関連する調査、設計、監理等の業務委託						
(1) 入札執行の決定	課長					
(2) 予定価格及び最低制限価格の決定						

		ア 予定価格2,000万円以上のもの	市長			
		イ 予定価格800万円以上2,000万円未満のもの	副市長			
		ウ 予定価格800万円未満のもの	部長			
		(3) 契約の締結				
		ア 予定価格2,000万円以上のもの	市長	財政課長		
		イ 予定価格800万円以上2,000万円未満のもの	副市長	財政課長		
		ウ 予定価格800万円未満のもの	部長	財政課長		
		(4) 1件150万円を超える物品調達に関すること。	1 入札執行の決定	課長		
			2 予定価格の決定			
	(1) 予定価格2,000万円以上のもの		市長		物品の購入に係るものに限る。その他は部長専決	
	(2) 予定価格800万円以上2,000万円未満のもの		副市長		物品の購入に係るものに限る。その他は部長専決	
	(3) 予定価格800万円未満のもの		部長			
	3 契約の締結					
	(1) 予定価格2,000万円以上のもの		市長	財政課長	物品の購入に係るものに限る。その他は部長専決	
(2) 予定価格800万円以上2,000万円未満のもの	副市長	財政課長	物品の購入に係るものに限る。その他は部長専決			
(3) 予定価格800万円未満のもの	部長	財政課長				

(2) 未来創造部

政策デザイン課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
企画経営戦略係	(1) 市政の総合的な企画立案、調整及び進捗管理に関すること。	総合計画の策定	市長		
	(2) 広域行政の推進に関すること。	事務共同処理の方針決定	市長		

	(6) 庁議、次長会議等に関すること。	会議の開催及び付議事案の決定			
		(1) 庁議及び幹部職員会議	市長		
	(2) 次長会議	部長			
	(9) 都市開発区域、過疎、辺地等の特別地域の指定に関すること。	地域指定の計画策定等	市長		
(14) 権限移譲事務の総括に関すること。	知事との協議	部長		重要な案件は市長決裁	

秘書広報課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
秘書係	(4) 儀式及び褒賞に関すること。	被表彰者の決定	市長		
	(6) 議会の同意を要する特別職の職員の任免手続に関すること。	1 副市長及び教育長の選任又は解嘱	市長		
		2 行政委員会の委員の選任若しくは任命又は罷免	市長		
(8) 市長の資産公開等に関すること。	閲覧の実施	課長			
広報室 広報係	(2) 広報の編集発行に関すること。	広報紙の発行	市長		
	(4) 広聴に関すること。	市への問合せの回答	課長		

デジタル行政推進局 デジタル行政推進課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
情報管理係	(1) 情報資産の運用及び管理に関すること。	情報システム整備方針の策定	部長		

(3) 市民協働部  
市民活躍課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
自治振興係	(3) 認可地縁団体の認可等に関すること。	1 地方自治法第260条の2の規定による認可又は認可の取消し	部長		
		2 認可地縁団体の印鑑の登録、変更又は廃止の決定	課長		
		3 認可地縁団体証明書の発行	係長		
	(5) 長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）に関すること。	撤去自転車の処分の決定	課長		
	(6) 防犯に関すること。	犯罪被害者見舞金給付の決定	課長		
多文化共生係	(3) 都市間交流に関すること。	1 姉妹都市の提携の決定	市長		
		2 姉妹都市への使節団派遣の決定	市長		
		3 姉妹都市からの使節団受入れの決定	部長		

		4 友好都市の提携の決定	市長		
協働推進係	(1) 市民協働のまちづくりの推進に関する事	地域づくり協議会の設立等の支援の決定	課長		

生涯学習課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
生涯学習係	(1) 生涯学習の総合推進に関する事	生涯学習に係る講座等の開催の決定	課長		
	(3) 青少年及び成人の教育に関する事	成人式の開催の決定	課長		
	(5) 地域の教育力推進に関する事	地域の教育力推進事業の決定	課長		
	(7) 社会教育関係団体の活動支援に関する事	社会教育団体の活動支援の決定	課長		

文化スポーツ課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
スポーツ振興係	(1) スポーツ振興に関する事	スポーツ振興事業の決定	課長		
	(2) スポーツ関係団体の活動支援に関する事	1 スポーツ団体の活動支援の決定	課長		
		2 総合型地域スポーツクラブ育成支援の決定	課長		
	(4) 学校体育施設の開放に関する事	学校体育施設の使用許可	課長		
文化芸術係	(1) 文化芸術の普及、振興及び創造に関する事	文化振興事業の決定	課長		
	(2) 文化芸術関係団体の活動支援に関する事	文化団体等の活動支援の決定	課長		

人権施策推進課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
人権施策推進係	(5) 人権擁護活動の推進に関する事	人権擁護委員の候補者の推薦	市長		

(4) 市民生活部

環境保全課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
企画調整係	(4) 公害対策に関する事	1 公害防止その他の環境保全対策の基本方針の決定	市長	産業観光部長 商工振興課長	
		2 特定工場等の設置又は変更の受理	課長		
		3 環境保全協定の締結	市長	産業観光部長 商工振興課長	
	(6) 浄化槽に関する事	1 浄化槽設置届及び変更届の受理	課長		

		2 浄化槽廃止届の受理	課長		
		3 浄化槽休止届及び再開届の受理	課長		
生活衛生係	(1) ごみの減量対策及び適正処理に関する事	ごみ集積所の設置等の受付	課長		
	(2) 不法投棄対策に関する事	不法投棄廃棄物の回収協力及び捜査依頼の決定	課長		
	(3) 環境美化対策に関する事	琵琶湖一斉清掃等の実施の決定	部長		
	(4) 公衆衛生に関する事(水道に関する事を除く。)	1 消毒作業の実施の決定	課長		
		2 そ族及び昆虫の駆除作業の実施の決定	課長		
	(6) 墓地設置許可等に関する事	経営の許可及び立入検査に関する事	部長		
	(7) 市営墓地の管理及び運営に関する事	1 市営墓地の使用等の許可又は取消し	課長		
		2 市営墓地使用権承継の許可及び許可証の交付	課長		
	(8) 狂犬病の予防に関する事	1 鑑札の交付	課長		
		2 狂犬病予防集合注射の実施	課長		
	(11) 消費者行政に関する事	1 消費生活用製品の販売業者からの報告の徴収及び立入検査の実施の決定	課長		
		2 消費生活用製品の提出命令	課長		
		3 販売業者からの報告の徴収及び立入検査の実施の決定	課長		

保険年金課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
国民健康保険係	(2) 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事	1 被保険者の資格の認定	課長		
		2 国民健康保険資格確認書等の交付又は再交付	課長		
	(4) 国民健康保険の給付に関する事	1 請求の決定	課長		
		2 返還請求の決定	課長		
	(5) 国民健康保険事業の実施に関する事	1 出産育児一時金及び葬祭費の支給決定	課長		
		2 人間ドックの助成決定	課長		
		3 現物給付以外の医療費等の支給の決定	課長		
		4 高額療養費支払資金の貸付けの決定	課長		
		5 国民健康保険特定健康診査事業の実施	課長		
	(6) 国民健康保険料の料率に関する事	保険料率の決定	市長	財政課長	

	(8) 国民健康保険料（税）の賦課及び徴収に関すること。	1 国民健康保険料（税）の賦課決定	課長		
		2 国民健康保険料（税）の減免・猶予の決定	部長		
	(9) 国民健康保険料（税）の収納及び督促に関すること。	督促の決定	課長		
	(10) 国民健康保険料（税）過誤納金の還付充当に関すること。	過誤納金の還付若しくは充当又は還付加算金の決定	課長		
後期・年金・福祉医療係	(8) 福祉医療費の助成に関すること。	1 受給券の交付	課長		
		2 助成金の額の決定及び通知	課長		

市民課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
戸籍係	(1) 戸籍に関すること。	1 戸籍に関する届の受理の決定	課長		
		2 戸籍に関する証明書の交付の決定	係長		
		3 戸籍の記載等のための他の市町村長に対する通知	課長		
		4 戸籍に係る帳簿書類及び電子情報処理組織に係る点検	部長		点検結果確認（検印）は課長
住基係	(1) 住民基本台帳に関すること。	1 住民基本台帳に関する届の受理の決定	課長		
		2 住民基本台帳事務におけるDV支援措置の決定	課長		
		3 住民基本台帳に関する証明書の交付の決定	係長		
		4 職権による住民基本台帳の記載、変更及び消除の決定	課長		
	(3) 印鑑の登録及び証明に関すること。	1 登録、修正及び抹消の決定	係長		
		2 印鑑登録証明書の交付の決定	係長		
	(4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に基づく事務に関すること。	中長期在留者及び特別永住者の住居地届出等に係る事務処理の決定	課長		

	(5) 市税等の証明に関する こと。	税に関する各種証明書の交 付	係長		
	(6) 自動車臨時運行許可 に関すること。	自動車の臨時運行許可証の 交付	課長		
総務係	(1) 個人番号カードの交 付等に関すること。	個人番号カードの交付の決 定	係長		
	(2) 住居表示に関するこ と。	1 街区符号及び住居番号 の決定	課長		
		2 住居表示案内板の設置 の決定	係長		
		3 新改築等に伴う住居番 号の決定	課長		軽易な案件 は係長専決

税務課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
市民税 第一 係、市 民税第 二係	(4) 市民税の賦課に関する こと。	市県民税の賦課決定	課長		
	(5) 軽自動車税の賦課に 関すること。	軽自動車税の賦課決定	課長		
	(6) 市税等の減免に関する こと。	市税等の減免の決定	部長		
	(7) 市税等の証明に関する こと。	税に関する各種証明書の交 付	係長		
	(9) 原動機付自転車及び 小型特殊自動車の登録、 名義変更、廃車の受付及 び標識の交付に関するこ と。	原動機付自転車及び小型特 殊自動車の標識又は証明書 の交付	係長		
	(12) 市税等の収納及び督 促に関すること。	1 市税の納付又は納入通 知の発行	課長		
		2 督促の決定	課長		
3 公示送達		課長			
(13) 市税等過誤納金の還 付充当に関すること。	過誤納金の還付若しくは充 当又は還付加算金の決定	課長			
資産税 第一 係、資 産税第 二係	(1) 固定資産税の賦課に 関すること。	1 固定資産税の賦課の決 定	課長		
		2 固定資産税の不均一課 税の決定	部長		
		3 土地・家屋価格等縦覧 帳簿縦覧期間の決定	課長		
	(4) 固定資産に係る証明 及び閲覧に関すること。	1 課税・補助台帳（土 地・家屋）の閲覧及び縦 覧	係長		
		2 名寄せ地番図等の閲覧	係長		
	(11) 市税等の減免に関する こと。	市税等の減免の決定	部長		
	(13) 市税等の収納及び督 促に関すること。	1 市税の納付又は納入通 知の発行	課長		
2 督促の決定		課長			

		3 公示送達	課長		
--	--	--------	----	--	--

滞納整理課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
初動係	(1) 市税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保育料(以下滞納整理課の款において「市税等」という。)に係る催告及び財産調査に關すること。	1 催告の決定	課長		重要な案件は部長専決
		2 財産調査の実施の決定	課長		
	(2) 市税等に係る分納承認及び管理に關すること。	1 納税の猶予	部長		
		2 徴収の嘱託又は受託の決定	部長		
	(3) 市税等の執行停止に關すること。	滞納処分執行停止の決定又は取消し	課長		重要な案件は部長専決
	整理係	(1) 市税等の滞納処分に關すること。	1 差押え(参加差押えを含む。)の決定	課長	
2 差押え解除の決定			課長		
3 交付要求及び交付要求の解除の決定			課長		
(2) 市税等に係る差押財産の換価、換価の猶予及び取消しに關すること。		1 公売の決定	課長		重要な案件は部長専決
		2 売却の決定及び取消し	課長		
		3 配当金の配当及び請求の決定	課長		

くらし窓口課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
税・市民係	(3) 市税等の証明に關すること。	税に關する各種証明書の交付	係長		
	(6) 自動車臨時運行許可に關すること。	自動車の臨時運行許可証の交付	課長		
	(7) 戸籍に關すること。	1 戸籍に關する届の受理の決定	課長		
		2 戸籍に關する証明書の交付の決定	係長		
	(8) 住民基本台帳に關すること。	1 住民基本台帳に關する届の受理の決定	課長		
		2 住民基本台帳に關する証明書の交付の決定	係長		
	(9) 印鑑の登録及び証明に關すること。	1 登録、修正及び抹消の決定	係長		
		2 印鑑登録証明書の交付の決定	係長		
	(13) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入	中長期在留者及び特別永住者の住居地届出等に關する事務処理の決定	課長		

	国管理に関する特例法に基づく事務に関すること。				
保険・福祉係	(4) 生活保護に係る申請受付に関すること。	生活保護法（昭和25年法律第144号）に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則（平成18年長浜市規則第69号）別表第2による。		
	(6) 障害福祉に係る申請書等の受付に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則別表第2による。		

(5) 健康福祉部  
社会福祉課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考	
地域福祉係	(4) 民生委員及び児童委員に関すること。	民生委員候補者の推薦	部長			
	(6) 災害時要配慮者支援に関すること。	災害に伴う市営住宅入居者の内申	課長	住宅課長		
	(7) 被災者に対する義援金、見舞金等の配分及び支給に関すること。	見舞金等の支給及び貸付金の決定				
		(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合	部長			
	(2) 災害救助法の適用を受けない場合	課長				
総合相談係	(1) 生活困窮者自立支援に関すること。	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則別表第2による。			
生活福祉第一係	(2) 生活保護法に係る現業業務、保護金品の支給、経理事務その他に関すること。	生活保護法に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則別表第2による。			
	(3) 行旅病人及び行旅死亡人の保護に関すること（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条に関することを含む。）。	1 行旅病人の収容の決定	課長			
2 行旅死亡の収容、引渡し及び遺留金品の処分の決定		課長				
生活福祉第二係	(1) 生活保護法に係る現業業務及び保護金品の支給に関すること。	生活保護法に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則別表第2による。			
	(3) 行旅病人及び行旅死亡人の保護に関すること（墓地、埋葬等に関する法律第9条に関することを含む。）。	1 行旅病人の収容の決定	課長			
2 行旅死亡人の収容、引渡し及び遺留金品の処分の決定		課長				

しょうがい福祉課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
しょうがい企画係	(3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に関すること。	障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定	部長		
	(4) 福祉有償運送運営協議会に関すること。		課長		
	(5) 災害時福祉避難所に関すること。		課長		
	(7) 難病に関すること。	難病に関する事務	課長		
相談支援係	(2) 権利擁護及び成年後見制度利用の総括に関すること。		課長		
	(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること。	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関する事務	課長		
	(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に係る総括に関すること。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る総括に関する事務	課長		
自立支援係	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。障害児に関する事項に限る。）に関すること。	児童福祉法に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所处務規則別表第2による。		
	(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。	身体障害者福祉法に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所处務規則別表第2による。		
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。精神障害者保健福祉手帳に関する事項等に限る。）に関すること。	精神障害者保健福祉手帳の申請の受付、進達及び交付事務等	長浜市福祉事務所处務規則別表第2による。		
	(4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。	知的障害者福祉法に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所处務規則別表第2による。		
	(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に関すること。	1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所处務規則別表第2による。		
		2 特別児童扶養手当の支給に関すること。	長浜市福祉事務所处務規則別表第2による。		
(6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に関する	障害者基本法に関する事務	課長			

	ること。				
	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則別表第2による。		
	(8) 精神障害者医療費の助成に関すること。	1 受給券の交付	課長		
		2 精神障害者(児)医療費助成の額の決定及び通知	課長		
発達支援センター こども療育室	(1) 心身障害児早期療育に関すること。	児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業に関する事務	発達支援センター所長		
発達支援センター 発達支援室	(1) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関すること。		発達支援センター所長		
発達支援センター 相談支援事業所	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業に関すること。	指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業に関する事務	発達支援センター所長		

こども家庭支援課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
こども家庭支援係	(1) ひとり親及び寡婦福祉に関すること。	施策に係る受理、調査、指導及び決定	課長		
	(2) 児童手当に関すること。	1 児童手当の受給資格及び手当額の認定	課長		
		2 児童手当の支給制限の決定	課長		
	(3) 児童扶養手当に関すること。	児童扶養手当の受給資格及び手当額の認定	課長		
(4) 地域の子育て支援に関すること。	地域子育て拠点事業の届出	課長			
家庭児童相談室	(2) 要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援に関すること。	要保護児童並びにDV被害者及び困難女性への対応の決定	課長		
家庭児童相談係	(3) 女性相談に関すること。	児童福祉法に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所処務規則別表第2による。		
放課後児童クラブ運営室 放課後	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に関すること。	1 放課後児童クラブの開設又は廃止の決定	市長		
		2 放課後児童クラブへの通所の承諾及び不承諾又	課長		

児童クラブ運営係		は承諾の取消し			
----------	--	---------	--	--	--

健康医療政策課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
健康企画係	(5) 健康づくりに関する調査研究の調整に関すること。	0 次予防健康づくり推進事業に係る各種事業実施の決定	課長	健康推進課長 (定例・軽易な案件は除く。)	特に重要な案件は市長決裁、重要な案件は部長専決
地域医療係	(1) 地域医療及び救急医療に関すること。	1 休日急患診療所の設置又は廃止の決定	市長	財政課長	
		2 休日急患診療所の診療科の決定	部長		
	(4) 国民健康保険直営診療所に関すること。	1 診療所の設置又は廃止の決定	市長	財政課長	
		2 診療科の決定	部長		

健康推進課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
成人保健係	(3) 成人保健に関すること。	1 各種健診(検診)の実施の決定	課長		
		2 各種健診(検診)の自己負担金額の決定	市長	財政課長	
	(4) 国民健康保険の特定健診に関すること。	特定健康診査の実施	課長	保険年金課長	
健康づくり係	(4) 国民健康保険の特定保健指導に関すること。	特定保健指導の実施	課長	保険年金課長	
母子保健係	(1) 母子保健に関すること。	1 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付の決定	課長		
		2 保健指導及び相談の実施	課長		
		3 保健師、助産師等の新生児等の訪問指導の実施の決定	課長		
		4 妊産婦及び乳幼児健康診査の実施の決定	課長		
		5 母子健康手帳の交付	係長		
		6 未熟児養育医療の受給券の発行の決定	課長		
予防接種・精神保健係	(1) 予防接種に関すること。	1 予防接種の実施の決定	課長		
		2 予防接種の自己負担金額の決定	市長	財政課長	
	(2) 感染症予防及び食中毒予防に関すること。	1 消毒作業の実施の決定	課長		
		2 感染症及び食中毒予防対策実施の決定	課長		

	(4) 精神保健に関すること。	市長が精神障害者の保護義務者となることの決定	課長		
--	-----------------	------------------------	----	--	--

長寿推進課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
高齢企画係	(2) 高齢者の入所措置に関すること。	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関する事務のうち福祉事務所に委任する事務	長浜市福祉事務所	処務規則別表第2による。	
	(3) 高齢者の福祉サービスに関すること。	各事業におけるサービス利用の決定	課長		
	(8) 高齢者保健福祉計画に関すること。	高齢者保健福祉計画の策定	市長		
地域包括支援第一係、地域包括支援第二係	(2) 地域包括支援センター及び老人介護支援センターに関すること。	地域包括支援センター及び老人介護支援センター業務の委託先の決定	市長		
	(9) 高齢者の権利擁護及び成年後見制度に関すること。	審判の請求の決定	課長		

介護保険課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
介護第一係	(4) 介護保険被保険者の資格管理及び受給者の管理に関すること。	被保険者の資格の認定	課長		
	(5) 介護保険料（第1号被保険者に係るもの）の賦課及び徴収に関すること。	1 保険料率の決定	市長	財政課長	
		2 介護保険料の賦課決定	課長		
	(6) 介護保険の保険給付並びにサービス事業費の審査支払及び適正化に関すること。	1 第三者行為に係る損害賠償に関する請求の決定	課長		
		2 不正及び不当利得に関する返還請求の決定	課長		
		3 居宅介護サービス費等の額の特例の決定	課長		
		4 基準該当居宅サービスの決定	部長		
		5 高額介護サービス費支払資金の貸付けの決定	課長		
		6 現物給付以外の保険給付費等の支給の決定	課長		
	(7) 介護保険利用者負担及び高額介護サービス費等に関すること。	1 介護保険利用者負担割合の決定	課長		
		2 高額介護サービス費等の決定	課長		
	(9) 地域密着型サービス事業所の整備、指定及び指導監査に関すること。	1 地域密着型サービス事業所等の選定	市長		
		2 指定地域密着型サービス事業所等の指定			
(1) 市内事業所に係るも		部長			

		の			
		(2) 市外事業所に係るもの	課長		
	(10) 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の指定及び指導監査に関すること。	居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の指定	部長		
	(11) 介護予防日常生活支援総合事業サービス事業所の指定及び指導監査に関すること。	介護予防日常生活支援総合事業サービス事業所の指定	部長		
	(12) 介護保険事業計画に関すること。	介護保険事業計画の策定	市長		
介護第二係	(1) 要介護認定及び要支援認定並びに認定調査に関すること。	1 申請者の心身の状況等の調査の実施	課長		
		2 主治医の意見を求める旨の決定	課長		
		3 医師の診断を受けるべきことの命令	課長		
		4 介護認定審査会への審査判定の依頼	課長		
		5 認定並びに認定の取消し及び認定の実施の延期	課長		
		6 介護認定調査委託に係る事業者との契約の決定	課長		

(6) 産業観光部  
商工振興課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考	
まちなか活性化係	(5) 商店街振興に関すること。	1 商店街振興組合の設立又は合併の許可	部長			
		2 商店街振興組合の定款の変更の許可	部長			
		3 商店街振興組合の総会の承認	部長			
		4 商店街振興組合に対する措置命令及び解散命令	市長			
商工労政係	(2) 計量器に関すること。	定期検査を受けるべき特定計量器の数の調査及び知事への報告	課長			
		(9) 企業内の人権教育及び啓発の推進に関すること。	訪問先企業の決定	課長		
		(10) 大型店対策に関すること。	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出事務	課長		
		(11) 商工業関係団体に関すること。	1 商工会議所の地区変更若しくは解散の勧告又は設立許可の取消しについ	市長		

		ての意見			
		2 商工会の地区変更若しくは解散の勧告又は設立許可の取消しについての意見	市長		
(13) 事業資金の融資あっせんに関する事。		1 金融審査会の開催の決定	課長		
		2 融資の決定	課長		
		3 利子補給の決定	課長	財政課長	
		4 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定による特定中小企業者の認定	課長		
(16) 企業立地に係る優遇制度に関する事。		長浜市企業立地促進条例（平成19年長浜市条例第36号）に基づく事業者の指定又は指定の取消し	課長		

産業立地推進室

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
産業立地推進係	産業立地に関する事。	産業立地に係る決定及び協定・契約の締結	市長		

文化観光課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
観光企画係	(2) 観光開発及び観光施設の整備に関する事。	観光ルート及び観光施設の整備に関する事。	部長		
観光振興係	(2) 観光行事に関する事。	観光行事の開催の決定	部長		

農政課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
農政水産・鳥獣害対策係	(2) 農業振興地域の整備に関する事。	1 農業振興地域整備計画を定め、又は知事と協議すること（農地利用計画については同意を得ること。）。	課長		
		2 農用地利用計画の案の公告及び縦覧に供すること。	課長		
		3 農業振興地域整備計画書の送付及び縦覧に供すること。	課長		
(5) 漁港等の管理運営に関する事。		入出港の許可	課長		
(9) 有害鳥獣捕獲許可に関する事。		1 有害鳥獣の捕獲の許可	課長		
		2 カワウの捕獲の許可	課長		
		3 鳥獣の飼養の許可	課長		

		4 販売禁止鳥獣等の販売の許可	課長		
農業振興係	(1) 農業の担い手支援に関すること。	認定農業者の認定	課長		
	(7) 農地集積の推進に関すること。	利用権設定及び所有権移転の公告	課長		

森林田園整備課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
保全管理係	(2) 土地改良事業の認可・補助に関すること。	1 土地改良事業計画の認可	部長		
		2 換地計画の認可	部長		
		3 換地処分に関する手続	部長		
		4 土地改良事業の工事の着手及び完了に関する手続	部長		
	(3) 土地改良区等の検査に関すること。	1 土地改良区施設管理規程の認可	部長		
		2 土地改良事業に関する報告の徴収及び状況検査の実施	部長		
		3 土地改良区及び農業協同組合等に対する措置の命令	市長		
		4 土地改良区役員の改選の命令及び役員の解任	市長		
	(4) 農業施設の管理に関すること。	1 国、県等からの引継ぎ等の決定	部長		
		2 占用及び一時使用の許可並びに工作物の設置の承認	課長		
		3 敷地等の境界及び幅員の確認	課長		
	林業振興係	(1) 森林・林業の振興に関すること。	1 国、県等からの引継ぎ等の決定	部長	
2 占用及び一時使用の許可並びに工作物の設置の承認			課長		
3 敷地等の境界及び幅員の確認			課長		
(5) 森林の届出及び許認可に関すること。		1 生産森林組合の設立、合併又は解散の認可	部長		
		2 果実の採取その他の用途及び自家の生活の用に供される森林の指定	課長		
		3 伐採計画の変更命令	課長		
		4 伐採命令	課長		
		5 要間伐森林の森林所有者等に対する間伐又は保	部長		

		育を実施すべき旨の勧告			
		6 所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨の勧告	部長		
		7 森林施業実施協定の認可及び取消し	部長		
		8 森林経営計画等の認定及び取消し	課長		
		9 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく火入れの許可	課長		
		10 森林法に基づく立入りの許可	課長		

(7) 都市建設部  
都市計画課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
都市整備係	(6) 土地区画整理事業の計画決定及び事業決定に関すること。	1 個人施行に係る土地区画整理事業の施行又は廃止若しくは終了の認可	市長		
		2 土地区画整理組合の設立又は解散の認可	市長		
		3 事業計画等の変更の認可	部長		
		4 換地計画（変更を含む。）の認可	市長		
		5 土地区画整理組合の決算報告書の承認	市長		
	(7) 土地区画整理事業に係る工事施行に関すること。	1 土地区画整理事業の施行区域内における建築行為等の許可	課長		
		2 仮換地の指定（指定の変更を含む。）	市長		
		3 換地計画及び換地処分の決定及び認可	市長		
		4 清算金の決定	市長		
		5 保留地の処分の決定	市長		
		6 使用収益の開始及び廃止の決定	部長		
	(8) 用地の取得及び補償並びに土地の収用に関すること。	用地の取得及び補償の契約の決定	部長		
	(13) 公園及び緑地の維持管理に関すること（附帯するスポーツ施設の管理運営を除く。）。	1 国、県等からの引継ぎの決定	市長	関係部局の長	
2 公園管理者以外の者の設置する公園施設の設置及び許可		部長		軽易な案件は課長専決	
都市デザ	(1) 都市計画施策の総合	1 都市計画案の決定及び	市長		

デザイン 係	的な企画調整に関するこ と。	変更案の決定			
		2 都市計画の区域の確認	課長		
	(3) 都市計画区域区分及 び都市計画地域地区に関 すること。	用途地域及び区域区分の証 明	係長		
	(4) 都市景観の保全及び 創造に関すること。	1 景観形成促進区域の指 定	部長		
		2 景観形成重点区域の指 定	部長		
		3 景観計画区域内におけ る行為の届出に対する適 合の通知	課長		
		4 景観計画区域内におけ る行為の届出に対する変 更の勧告	部長		
		5 景観計画区域内におけ る行為の届出に対する変 更の命令	部長		
	(5) 地区計画に関するこ と。	地区計画等の案の作成	市長		
	(10) 環境保全のための旅 館等の建築規制に関する こと。	1 旅館等の建築に係る指 導及び勧告	部長		
		2 旅館等への立入調査の 実施の決定	課長		
	(11) 風致地区内における 建築等の規制に関するこ と。	風致地区内における建築等 の規制の決定	課長		
	(12) 特定用途制限地域に おける建築物の制限に関 すること。	特定用途制限地域における 建築物の特例許可	部長		
	(13) 屋外広告物に関する こと。	1 屋外広告物の表示又は 設置に対する許可及び許 可の取消し	課長		
		2 優良意匠屋外広告物の 指定及び指定の解除	部長		
		3 違反広告物に対する措 置命令	部長		
		4 違反広告物に対する除 却命令	部長		
		5 違反広告物である旨の 表示	課長		
		6 保管広告物の売却	課長		
		7 広告物協定の認定及び 廃止	部長		
8 地域区分及び許可基準 の決定		部長			
9 違反広告物の指導及び 勧告		課長			

交通対策室 交通対策係	(1) 交通対策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。	新たな交通対策の決定	副市長		
	(2) バス路線に関すること。	バス路線の変更の決定（臨時的な変更を除く。）	副市長		
開発調整室 開発調整係	(1) 開発指導要綱に関すること。	開発指導要綱に基づく指導	課長		
	(2) 中高層等建築物に関する指導要綱に関すること。	中高層等建築物指導要綱に基づく指導	課長		
		1 事前指導及び事前審査	部長		軽易な案件は課長専決
	(3) 開発行為等の許可に関すること。	2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定に基づく協議及び同意	課長		
		3 開発行為の許可	部長		軽易な案件は課長専決
		4 検査済証の交付	課長	関係所管課の長（公共施設に関する工事に限る。）	
		5 建築制限の解除	部長		軽易な案件は課長専決
		6 建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定	部長		軽易な案件は課長専決
		7 開発許可を受けた土地における建築等の制限	部長		軽易な案件は課長専決
		8 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限	部長		軽易な案件は課長専決
	9 地位承継の承認	課長			
(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。	中間検査済証の交付	課長			
(5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定に関すること。	優良宅地の認定	部長			

道路河川課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
管理調	(2) 道路及び河川の管	放置車両の処分の決定	部長		軽易な案件

整係	理・補助に関する事				は課長専決
	(3) 雪寒対策に関する事	除雪路線の決定	課長		
整備第一係、整備第二係	(2) 用地の取得及び補償並びに土地の収用に関する事	道路用地の取得及び補償の契約の決定	部長		

建設監理課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
監理係	(1) 市道の認定及び廃止又は変更に関する事	1 市道の路線の認定及び廃止	市長	総務部長	
		2 市道の区域の決定及び変更	部長		
		3 市道の供用の開始等	部長		
		4 国、県等から又は国、県等への引継ぎの決定	市長	財政課長	
	(3) 道路に係る許認可等に関する事	1 市道の占用の許可、廃止及び更新	課長		
		2 道路の通行の禁止及び制限の承認	課長		
		3 道路法（昭和27年法律第180号）第22条及び第24条の規定に基づく工事の施行命令	課長		
		4 都市計画法第32条の規定に基づく管理予定者との協議	部長		
		5 特殊車両通行許可	課長		
		6 道路管理者以外の者の行う工事の承認	課長		
	(4) 道路の境界明示等に関する事	1 市道及び法定外公共物の官民地境界の確定	課長		
		2 市道の幅員証明	課長		
	(5) 法定外公共物の管理に関する事	1 法定外公共物占用等の許可	課長		
		2 法定外公共物用途廃止等の決定	部長	財政課長	
	(6) 準用河川の指定及び許認可に関する事	1 国及び滋賀県からの引継ぎの決定	部長		
		2 準用河川の指定	部長		
	(7) 河川、雨水渠（きよ）及びこれらに準ずる排水施設（以下「河川等」という。）に係る許認可等に関する事	市有水路及び準用河川の占用の許可	課長		
		採石法（昭和25年法律第291号）に基づく許認可に関する意見具申等	部長		

	(8) 河川等に係る境界明示等に関する事	市有水路及び準用河川の境界の確認	課長		
地籍係	(1) 地籍調査に関する事	地籍調査の実施の決定	部長		
技術監理係	(4) 工事検査に関する事	請負工事の成績評定	課長	契約管理課	

住宅課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
住宅管理係	(1) 公営住宅及び改良住宅に関する事	1 公営住宅等の活用計画の策定	市長		
		2 市営住宅等の建替え又は用途廃止の決定	市長		
		3 入居者の公募及び選考方法の決定	部長		
		4 入居者及び入居補欠者の決定	部長		
		5 同居させることの承認	課長		
		6 入居者の地位の承継の承認	課長		
		7 家賃の額、収納、減免、徴収猶予及び連帯保証人免除の決定	課長		
		8 家賃滞納者に対する催告の決定	部長		軽易な案件は課長専決
		9 明渡し請求及び明渡し期限の延長の決定	部長		
		10 模様替え及び増築の承認	課長		
		11 市営住宅管理人の委嘱	課長		
		12 自動車駐車場の使用許可	課長		
		13 他の用途に併用することの承認	部長		
	(2) 特定優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅に関する事	1 特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金の交付	課長		
		2 特定公共賃貸住宅の建替え又は用途廃止の決定	市長		
	(3) 住宅資金等貸付償還金の回収に関する事	1 償還金滞納者に対する催告	部長		軽易な案件は課長専決
		2 抵当権実行及び法的措置の決定	市長		
		3 償還金の収納	課長		
	(4) 公営住宅の不適正入居の是正及び措置に関する事	不適正入居の是正及び措置	部長		
	(5) 改良住宅の不適正入居の是正及び措置に関する事	不適正入居の是正及び措置	部長		

計画・監理係	(1) 市営住宅の整備・計画に関する事。	1 市営住宅の整備計画の策定及び見直し	市長		
		2 市営住宅整備事業の推進	部長		
	(2) 用地の取得及び補償並びに土地の収用に関する事。	用地の取得及び補償	部長		
	(3) 地域改善に伴う事業の監理調整及び処理に関する事。	地域改善事業に伴う土地の整理	部長		
住まい政策係	(1) 住宅施策の総合的な企画調整に関する事。	1 住宅施策の総合的な計画の策定	市長		
		2 住宅施策の総合的な計画の進捗管理	部長		
	(2) 空き家関連施策の総括に関する事。	1 空き家施策の総合的な計画の策定	市長		
		2 空き家施策の総合的な計画の進捗管理	部長		
		3 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づくものの認定	部長		
		4 空き家に関する調査等	課長		

建築課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
建築係	(1) 市有建物の設計、施工及び監督に関する事。	設計及び工事監督	課長		
	(2) 市有建物の維持保全に関する事。	助言及び技術支援	課長		
教育施設係	(1) 市有建物（主に教育施設）の設計、施工及び監督に関する事。	設計及び工事監督	課長		
	(2) 市有建物（主に教育施設）の維持保全に関する事。	助言及び技術支援	課長		
設備係	(1) 市有建物の建築設備の設計、施工及び監督に関する事。	設計及び工事監督	課長		
	(2) 市有建物の維持保全に関する事。	助言及び技術支援	課長		
建築指導室 建築指導係	(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請書等の審査及び検査に関する事。	建築物等の確認及び検査	課長		
		1 建築基準法に基づく許可、承認及び認定	部長		軽易な案件は課長専決
	(2) 建築基準法に基づく許可、承認、指定等の審査及び検査に関する事。	2 建築協定の認可、変更	部長		

	と。	及び廃止の決定			
		3 道路位置の指定、変更及び廃止の決定	課長		
		4 意見の聴取の決定	課長		
	(7) 特殊建築物等の定期報告に関すること。	特殊建築物等の定期報告の受理	課長		
	(8) 特殊建築物等の査察及び防災対策に関すること。	違反建築物等に対する措置の決定	課長		重要な案件は部長専決
	(9) 優良住宅等認定事務に関すること。	優良住宅及び良質住宅の認定	課長		
	(11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。	建築物の耐震改修の計画の認定	課長		
	(12) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。	長期優良住宅建築等計画の認定	課長		
	(13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関すること。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建物の認定	課長		
	(14) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）に基づく届出の受付、審査及び指導に関すること。	特定施設の整備内容等の届出に対する適合又は指導の通知	課長		
	(15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等の届出の受理等に関すること。	報告及び立入検査の決定	課長		
	(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関すること。	1 適合判定、認定、届出受理並びに指導及び指示の決定	課長		
		2 命令等の決定	部長		
	(17) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物の認定等に関すること。	低炭素建築物の認定	課長		

北部建設局 北部建設課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
	(1) 道路河川の維持管理	道路管理者以外の者の行う	課長		

整備維持係	に関すること。	工事の承認			
	(2) 道路河川の整備に係る用地取得に関すること。	道路用地の取得及び補償の契約の決定	部長		
監理係	(1) 災害対策に関すること。	1 災害対策本部の設置	市長		
		2 災害時の出動命令			
		(1) 初動	部長		
	(3) 道路河川の許認可に関すること。	(2) 警戒本部体制	副市長		
		1 市道の占用の許可、廃止及び更新	課長		
		2 道路の通行の禁止及び制限の承認	課長		
		3 道路法第22条及び第24条の規定に基づく工事の施行命令	課長		
		4 都市計画法第32条の規定に基づく管理予定者との協議	部長	道路河川課長	
		5 特殊車両通行許可	課長		
		6 市有水路及び準用河川の占用の許可	課長		
	(5) 法定外公共物に関すること。	1 法定外公共物占用等工作物設置承認許可	課長		
		2 法定外公共物用途廃止等の決定	部長	財政課長	
	(6) 官民境界に関すること。	1 市道及び法定外公共物の官民地境界の確定	課長		
		2 市道の幅員証明	課長		
3 市有水路及び準用河川の境界の確認		課長			
(8) 砂利採取に関すること。	採石法に基づく許認可に関する意見具申等	部長			

(8) 下水道事業部

下水道総務課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
総務企画係	(1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の総合的な企画調整に関すること。	公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料(以下この表において「使用料」という。)単価の額の決定	市長	財政課長	
		(4) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の企業債に関すること。	1 起債計画の決定	課長	財政課長
	2 起債同意(許可)の県知事への協議(申請)	部長	財政課長		
	3 借入金の借入れの決定	部長	財政課長		
	4 繰上償還の決定	部長	財政課長		

賦課徴収係	(1) 使用料の賦課徴収に関すること。	1 農業集落排水処理施設の施設使用開始の決定	課長		
		2 使用料の賦課決定	課長		
		3 使用料の徴収猶予、猶予解除及び減免の決定	課長		
		4 臨時排水に係る汚水、水道汚水以外の汚水及び特殊営業に係る排水量の認定	課長		
	(3) 工事負担金の徴収に関すること。	1 工事負担金の徴収	課長		
		2 工事負担金の徴収猶予、猶予解除及び減免の決定	課長		

下水道施設課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
整備係	(1) 下水道事業に伴う支障物件の移設並びに道路及び河川占用等の許可申請に関すること。	1 下水道敷等の使用の許可及び現状変更の承認	部長		軽易な案件は課長専決
		2 下水道敷の占用許可	課長		
		3 下水道の付近地の掘削承認	課長		
	(4) 下水道工事の設計、施工及び監督に関すること。	公共汚水ます設置申請の承認	課長		
	(5) 私道等の下水道工事に関すること。	私道内公共下水道敷設の決定	課長		
	(8) 下水道事業の計画決定及び事業認可に関すること。	1 事業計画の認可申請	市長	財政課長	
		2 都市計画決定及び事業認可申請	市長		
		3 流域下水道接続承認及び使用承認	部長		
4 行政区域外流入入に係る協議締結		市長			
管理係	(1) 下水道事業に係る指定業者に関すること。	下水道排水設備等工事施工業者の指定及び処分	課長		
	(2) 排水設備等の施工計画の確認・検査及び使用許可に関すること。	排水設備等の計画の確認及び検査	課長		
	(4) 悪質汚水の排水に係る調査指導に関すること。	1 除外施設等の新設の確認	課長		
		2 排水設備、特殊施設、除外施設その他の物件への立入検査実施の決定	課長		

(9) 防災危機管理局  
防災危機管理課

組織	事務分掌	項目	決裁者	合議先	備考
地域防災係	(1) 災害対策に関すること。	1 災害対策本部の設置	市長		
		2 災害時の出動命令			

		(1) 初動	部長		
		(2) 警戒本部体制	副市長		
		3 災害時の相互応援協定の締結の決定	市長		
		4 災害時の相互応援協定締結団体の出動要請の決定	市長		
		5 避難場所の指定	市長		
		6 避難指示等の発令	市長		
		7 防災訓練の実施の決定	部長		
	(2) 危機管理の総合調整に関すること。	危機管理体制の決定	部長		
	(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関すること。	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置	市長		
	(6) 消防団に関すること。	1 消防団長の任免	市長		
2 損害補償の認定		部長			
3 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の支給の決定		別表第1(2)支出負担行為伺及び決議の表による。			

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。